

## (1) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
19/12/24	火	10:00	教育委員会定例会	上田公民館
19/12/25	水	9:00	函館市教育長への表敬訪問	函館市役所
19/12/26	木			
19/12/27	金			
19/12/28	土			
19/12/29	日		【年末年始】	
19/12/30	月		【年末年始】	
19/12/31	火		【年末年始】	
20/01/01	水		【年末年始】	
20/01/02	木		【年末年始】	
20/01/03	金		【年末年始】	
20/01/04	土			
20/01/05	日			
20/01/06	月	9:00	仕事始め式	本庁舎 8階大ホール
		13:00	小中学校長ヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
20/01/07	火	9:00	小中学校長ヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
20/01/08	水	9:00	小中学校長ヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
20/01/09	木			
20/01/10	金			
20/01/11	土			
20/01/12	日	14:00	盛岡市成人のつどい(市長・委員出席)	タカヤアリーナ
20/01/13	月			
20/01/14	火			
20/01/15	水	11:30	盛岡市町内会連合会令和2年新年交賀会	ホテルメトロポリタン盛岡
20/01/16	木			
20/01/17	金	17:30	盛岡市PTA連合会研修会<<教育長講話>>及び懇談会	サンセール盛岡
20/01/18	土			
20/01/19	日			
20/01/20	月			
20/01/21	火	14:00	令和元年度第4回管内教育長会議・第1回人事異動調整会議	サンセール盛岡 1階エメラルド
		16:00	令和元年度盛岡教育事務所管内教育振興協議会第2回理事会・幹事会	サンセール盛岡 1階エメラルド
20/01/22	水	14:00	教育委員会定例会	教育委員会室

## (2) 令和元年度盛岡市教育振興運動実践発表大会について

### 1 目的

- (1) 子どもの健全育成・社会参加活動をどう考え実践したか、その成果や課題を交流し、本運動の充実・発展に資する。
- (2) 運動の成果として健やかに育つ盛岡の子どもたちの姿を、演奏等の表現や表彰などを通して確認する。

### 2 主催

盛岡市教育振興推進委員会 盛岡市教育委員会

### 3 日時

令和2年2月1日(土) 13:00～16:00

### 4 会場

盛岡市民文化ホール(マリオス)大ホール

### 5 参加者

各学校区協議会会員 町内会長・自治会長 自治公民館長 民生児童委員  
主任児童委員 児童センター所長 少年指導員 子供会育成会会員  
社会教育指導員 盛岡市保護司会会員 教育振興推進委員会役員 教職員  
その他の関係機関・一般市民

### 6 日程及び内容

12:30	13:00	13:15	13:30	13:50	15:45	16:00
受付	開会 行事	児童生徒 表彰	俳句短歌 大会表彰	実践発表・児童生徒発表		閉会 行事

#### (1) 開会行事

- ア 開会のことば 盛岡市教育振興推進委員会 副会長
- イ 挨拶 盛岡市教育振興推進委員会 会長
- ウ 祝辞 盛岡市長
- エ 来賓紹介
- オ 日程説明・諸連絡

#### (2) 児童生徒表彰

#### (3) 第14回盛岡市俳句短歌大会表彰式

#### (4) 実践発表・児童生徒発表

- ア 実践発表
  - (ア) 太田小学校区
  - (イ) 土淵小・中学校区
- イ 児童生徒発表
  - (ア) 土淵小・中学校「土淵伝統さんさ」
  - (イ) 桜城小学校「きこえとことばの教室と高学年による合唱」

#### (5) 閉会行事

- ア 謝辞 盛岡市教育委員会 教育長
- イ 閉会のことば 盛岡市教育振興推進委員会 副会長

(3) 「盛岡市における部活動の在り方に関する方針」の改定について

1 主な改定内容

<p style="text-align: center;">(改定前)</p> <p style="text-align: center;">盛岡市における部活動の在り方に関する方針 平成 30 年 12 月 盛岡市教育委員会</p>	<p style="text-align: center;">(改定後)</p> <p style="text-align: center;">盛岡市における部活動の在り方に関する方針 (改訂版) 令和元年 12 月 盛岡市教育委員会</p>
<p><b>盛岡市における方針策定の趣旨等</b></p> <p>○ 本市においては、学習指導要領に基づき、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、平成 28 年度に策定した「部活動の適正な在り方」の趣旨も踏まえ、子どもの豊かな人間性、社会性を育むよう、部活動の方針を検討する。今後においても持続可能な部活動とするため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。</p>	<p><b>盛岡市における方針策定の趣旨等</b></p> <p>○ 本市においては、学習指導要領に基づき、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、<u>平成 30 年度に策定した「盛岡市における部活動の在り方に関する方針（以下「市の方針」という。）」</u>の趣旨も踏まえ、子どもの豊かな人間性、社会性を育むよう、部活動の方針を検討する。今後においても持続可能な部活動とするため、<u>市の方針</u>をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。</p> <p>○<u>なお、特に次の点を踏まえ、適切な部活動体制を推進していくものである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること。ただし、学校が生徒や保護者に対して、部活動のもつ意義等を説明したり、加入を推奨したりすることを妨げるものではないこと。</u></li> <li>・<u>大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視し過重な練習を強いることがないよう、生徒の健康面やスポーツ医・科学の観点を踏まえた指導を行うこと。</u></li> <li>・<u>過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。</u></li> </ul>

2 「盛岡市における部活動の在り方に関する方針」改定版について

別紙のとおり

盛岡市における部活動の在り方に関する方針  
(改定版)

令和元年 12 月  
盛岡市教育委員会

# 目 次

盛岡市における方針策定の趣旨等	・ ・ ・	1
1 適切な運営のための体制整備	・ ・ ・	2
(1) 部活動の方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・ ・	4
(1) 運動部活動における適切な指導の実施		
(2) 文化部活動における適切な指導の実施		
(3) 体罰の禁止及び安全管理の徹底		
3 適切な休養日等の設定	・ ・ ・	6
(1) 部活動休養日及び活動時間の基準		
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・芸術文化に親しむ環境の整備	・ ・ ・	7
(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置		
(2) 運動部活動における地域との連携等		
(3) 文化部活動における地域との連携等		
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・ ・ ・	9

## 盛岡市における方針策定の趣旨等

- 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁。以下「運動部ガイドライン」という。）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月文化庁。以下「文化部ガイドライン」という。）」及び「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改訂版）（令和元年 8 月岩手県教育委員会。以下「県の方針」という。）」に則り、中学校段階及び高等学校段階における運動部及び文化部を対象として、「学校における働き方改革のための業務改善方針」策定と併せ、本市の実情を踏まえ策定するものである。
- スポーツ・芸術文化等の分野においては、平成 28 年度の希望郷いわて国体・大会のレガシーを継承し、生涯にわたるスポーツ・芸術文化等に親しむ基盤づくりなどに努めていくことが求められている。
- しかしながら、本市においても、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じたり、学校外のスポーツ活動や芸術文化等の活動に取り組む生徒が見られたりするようになっている。
- また、スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。
- 本市においては、学習指導要領に基づき、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、平成 30 年度に策定した「盛岡市における部活動の在り方に関する方針（以下「市の方針」という。）」の趣旨も踏まえ、子どもの豊かな人間性、社会性を育むよう、部活動の方針を検討する。今後においても持続可能な部活動とするため、市の方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。
- なお、特に次の点を踏まえ、適切な部活動体制を推進していくものである。
  - ・ 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること。ただし、学校が生徒や保護者に対して部活動のもつ意義等を説明したり、加入を推奨したりすることを妨げるものではないこと。
  - ・ 大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視し過重な練習を強いることがないよう、生徒の健康面やスポーツ医・科学の観点を踏まえた指導を行うこと。

- ・ 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。

○ また、市教育委員会は、市の方針に基づく各学校の取組について、定期的に状況を把握し、関係者の協力を得ながら、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 市教育委員会は、運動部ガイドライン、文化部ガイドライン、及び県の方針に則り、市の方針を策定する。

市の方針は、中学校段階及び高等学校段階における運動部及び文化部を対象として、本市の実情を踏まえて策定するものとする。

イ 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定、及び公表する。

各部の責任者（以下「部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

なお、練習時間を補完する等の目的で、中学校において、部活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動（父母会・スポーツ少年団等）（以下「部活動を補完する活動」という。）については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、市の方針を踏まえた活動となるよう、校長及び部顧問は主催者との連携を図る。

ウ 市教育委員会は、上記「イ」に関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員<sup>注1</sup>の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を適宜任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、県教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び部活動を補完する活動等の活動内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツや芸術文化等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導及び是正を行う。

オ 校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

カ 市教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」<sup>注 2</sup>を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

---

#### 注 1 部活動指導員

- ・ 学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。）
- ・ 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。
- ・ 学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において



研修を受ける。

注2 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

また、運動部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、バーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、適切な指導を行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は、中央競技団体<sup>注3</sup>が作成する運動部活動用指導手引等を活用して、上記ア、イに基づく指導を行う。

## (2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文化部ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動等の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

---

注3 中央競技団体 スポーツ競技の国内統括団体

## (3) 体罰の禁止及び安全管理の徹底

ア 部活動顧問は、指導と称して殴る、蹴ること等の体罰を行わないのはもちろん、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないとの認識を持ち、これらの行為は、絶対に行わない。

イ 部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに、部活動活動時の天候に十分留意する。高温多湿下においては、こまめな水分補給や休憩の取得等を確実にを行い、熱中症に十分配慮するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、空調設備のない場所での活動を原則として行わない。また、暴風、雷等の場合は、部活動の中止の判断を的確に行う。

ウ 各学校は、AED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底する。

### 3 適切な休養日等の設定

#### (1) 部活動休養日及び活動時間の基準

ア 部活動における休養日及び活動時間については、次表の「盛岡市の部活動の休養日及び活動時間の基準」に基づき、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようにすること。

運動部においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部においては、望ましい生活リズムで多様な活動を行うことができるよう、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### 盛岡市の部活動休養日及び活動時間の基準

##### 【中学校】

- ① 週当たり2日以上（平日1日以上，土曜日及び日曜日1日以上）の休養日を設ける。
- ② 1日の活動時間は，長くとも平日は1～1.5時間程度，学校の休業日は2～3時間程度とする。

##### 【高等学校】

- ① 週1日以上以上の休養日を徹底しながら，年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
- ② 1日の活動時間は，学校の特色及び種目等を考慮し，適切に設定する。

- ・ 中学校において，部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）が行われる場合においても，スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえた活動とする。
- ・ 長期休業中は，学期中に準じた扱いとする。
- ・ 生徒が多様な活動を行うことができるよう，ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は，他の日に振り替える。
- ・ 学校の休業日に大会参加等で，基準とする活動時間を上回った場合は，他の日の活動時間を調整する。

イ 市教育委員会は，下記「ウ」に関し，適宜，調査を実施し実態を把握するとともに，支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、「1（1）」に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、運動部ガイドライン、文化部ガイドライン及び県の方針において設定された「部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「市の方針」に則り、部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 校長は、定期試験前後の一定期間（例えば、一週間）等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安、参加する大会数の上限の目安等、地域や学校の実態を踏まえた設定について検討を行う。

---

注4 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）から抜粋

- ・ ジュニアアスリートの育成に関して、保護者やコーチ等の関係者は、適切な栄養、十分な睡眠、学業、心身の健康と社会活動への参加等を含めた、バランスの良いライフサイクルで過ごすことができるようにすること、練習量を制限し、楽しく満足して活動ができるようにすること等を提言している。（国際オリンピック委員会「エリートジュニアアスリートに対する声明」2008年）
- ・ ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に1、2日はスポーツ活動を全く行わない休養日を設けること等を提言している。（米國小児学会「ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害、オーバートレーニングとバーンアウトについて」2007年）
- ・ 16時間／週以上のトレーニングを行うと、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まることに留意すべきであること等を提言している。（アメリカ臨床スポーツ医学会「ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明」2014年）
- ・ 16時間／週以上のスポーツ活動をしている女子は、16時間／週未満の女子に比べて疲労骨折の罹患率が約2倍であった。（Loud KJ, et al 「Correlates of Stress Fractures Among Preadolescent and Adolescent」2005年）

## **4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・芸術文化に親しむ環境の整備**

### **（1）生徒のニーズを踏まえた部の設置**

ア 校長は、学校外のスポーツ活動や芸術文化等の活動に取り組む生徒に配慮した取組を推進する。

イ 校長は、学校単独で大会に出場できない場合は、関係団体の参加資格等を踏

まえ、複数校による合同チームで出場するなど、部顧問等と相談するなど、生徒の活動の機会が損なわれないよう、学校の実情に応じて配慮する。

ウ 市教育委員会は、生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直し等について、必要に応じて、関係団体等との連携を図る。

## (2) 運動部活動における地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団等との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、学校と地域等が連携して推進するよう努める。

イ 市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 市教育委員会は、研修会への参加の働きかけやパンフレットの配布により、校長は、説明会等により、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、関係者の理解と協力を促す。

## (3) 文化部活動における地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒が芸術文化等の活動を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の協力や、芸術文化団体等との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、学校と地域等が連携して推進するよう努める。

イ 市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置や、文化部顧問等の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 市教育委員会は、研修会への参加の働きかけやパンフレットの配布により、校長は、説明会等により、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 市教育委員会は、合同部活動等に係る参加規程や、大会等の規模及び日程の在り方等について、関係団体と連携を図りながら検討するなど、本市の実情、生徒や部顧問の負担等を踏まえた取組となるよう、必要に応じて働きかけを行う。
- イ 校長は、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。